

## 法人税収と欠損企業 (その推移の裏側)

今月13日の新聞に「法人税収、32年ぶり低水準」という見出しが踊りました。日本経済の厳しい状況を示す「年ぶり低水準」という記事は最近よく見かけ珍しくもありませんが、09年度の法人税収が約5兆円とピーク時(89年度)の4分の1に落ち込む見込みという報道は、改めて事業経営の厳しさを認識させるものでした。法人も利益が減り個人も所得が減る、そうした状況がいつまで続くのか判りませんが、日本全体が正念場を迎えているように思えます。

しかし、国税庁が公表している法人税関係のデータを覗くと、改めて日本の企業の実相が見えてくるような気がします。日本は本当に強くなったのか、本当に豊かになったのか、疑問が沸々と湧いてきます。下表をご覧ください。

	全企業数	欠損法人数	同割合
S40年	708,804	255,287	36%
S50年	1,211,000	520,830	43%
S60年	1,660,010	920,805	55%
H01年	1,962,026	974,001	50%
H10年	2,508,852	1,688,550	67%
H15年	2,550,566	1,737,382	68%
H20年	2,588,084	1,735,457	67%

(出所：国税庁「法人課税実績」)

欠損法人とは、申告所得がゼロ以下の法人、即ち法人所得税を支払っていない法人のことを指しますが、過去45年間(S40年は1965年)の推移から、企業総数は3.6倍に増加しているのに利益計上法人の絶対数はここ20年横這っている、又、バブル期を除き一貫して欠損法人割合は増加基調にある、更に、ここ数十年にいたっては7割近い法人が欠損企業となっている、というような事実が指摘できます。この事実、この現実をどう理解したらいいのでしょうか。

八塩裕之という大学の先生が「日本の欠損法人に関する考察」と題したレポートの中で、「中小起業家が個人事業者のままでいると、それが法人化した場合と比較すると、法人成りの方が租税回避の点で有利である。法人化して、社長・家族に給与をどんどん払って赤字になる(する)と、欠損法人となって法人税・事業税はゼロとなる。

社長・家族は個人所得税・住民税を支払うことになるが、これには給与所得控除があるので税率が低い。法人として支払う税額と個人として支払う税額を合計した額は、個人事業者のままでいるより遙かに少なくなる」ということが欠損法人の割合が高い背景にあると述べています。

云われてみれば、確かにそういう理由も大きいのもかもしれません。法人数が大きく増えたのも、欠損法人数に対する倒産企業数の少なさも、実態的に個人事業者の法人が増加したからという推測は成り立つように思います。欠損企業がこんなに多いのに会社が潰れないのは、社長・家族に支給された給与が何らかの形で会社に環流しているという見方は間違っていないと思います。

ただ、それだけの理由でもってこの問題を片づける訳にはいかないように思うのです。

欠損企業には2つのパターンがあります。一つは、当期の事業が(税務上)赤字となった場合です。2つは、当期の(税務上の)利益額が過去の繰越欠損額を下回るという場合です。又、赤字の理由は業績不振だけでなく、不良資産などの処分等が原因の場合もありますので、欠損企業=業績不振企業とは云えない側面を持っています。しかし、利益という名の資金調達が進まない、自己資本が増えない、投資余力が増さない、負債依存度が低下しない、といった現実が起こっていることも事実だと思えます。

私が不安に思うのは、事業経営が社長や家族の給与還元だけでは足りなくて、銀行借入もままならなくて、過去の蓄積も底を尽いて、といったような状況に追い詰められている事業者が少なくないのではないかとこの所にあります。平成の欠損企業高率推移は、単に節税効果を狙った法人成りだけでは説明できないように思います。法人税減少だけでなく、個人所得減少、無貯蓄所帯増加、貯蓄率低下、等々それを示す状況証拠は少なくないのです。

銀行の中小企業向け融資残高は減少傾向にあります。何とか負債を減らそうと頑張っている姿が伺えます。しかし、依然として欠損企業が負担できるレベルを遙かに超えています。欠損企業の返済能力には限界がありますし、銀行は欠損企業への融資は及び腰です。それが日本の多くの中小零細企業の現実のように見えます。